



災害時または災害の発生のおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする方を避難行動要支援者といいます。

江戸川区では、避難行動要支援者を支援するために「避難行動要支援者名簿」及び「個別避難計画」の作成を行い、避難行動要支援者の避難支援の取り組みを進めています。

避難行動要支援者の要件

江戸川区では、在宅（病院・施設等に入院・入所していない方）で以下のいずれかに当てはまる方が該当します。

- ① 要介護4～5の方
- ② 要介護3でひとり暮らし又は65歳以上のみの世帯の方
- ③ 要介護1～2でひとり暮らしの方
- ④ 身体障害者手帳の肢体不自由の程度が1～2級の方
- ⑤ 身体障害者手帳の肢体不自由の程度が下肢又は体幹、移動機能障害において3級の方
- ⑥ 身体障害者手帳の視覚障害の程度が1～2級でひとり暮らし又は障害者（未成年者含む）のみの世帯の方
- ⑦ 愛の手帳1～2度の方
- ⑧ 愛の手帳3度でひとり暮らしの方
- ⑨ 精神障害者保健福祉手帳1～2級でひとり暮らしの方
- ⑩ 在宅で人工呼吸器を使用されている方や医療的ケア児等
- ⑪ その他特に支援を要すると江戸川区が認める方（※届出要支援者）

※届出要支援者は、避難行動要支援者名簿登録届出書の提出が必要になります。

避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者の要件に該当する方は、避難行動要支援者名簿に掲載されます。

避難行動要支援者名簿は、本人の同意があれば避難支援等関係者（区内の警察、消防等）へ提供し、日ごろからの避難訓練や災害発生時の避難誘導、安否確認などに活用します。

個別避難計画

避難行動要支援者お一人おひとりが、災害に備えて「どこに」「だれと」「どのように」避難するかをあらかじめ考え準備しておくために作成します。

避難行動要支援者名簿に掲載された方へ、区から個別避難計画の作成を順次ご案内しています。

